

志木市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務に係る事業者選定公募型プロポーザル実施要領

老人福祉法第20条の8に規定する老人福祉計画及び介護保険法第117条に規定する介護保険事業計画（令和9年度から令和11年度）の策定にあたり、計画策定支援業務を委託します。

また共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく市町村認知症施策推進計画を加えた計画を策定するものとします。

本市の特性に合わせた計画内容の提案や、計画の策定過程において、豊富な経験と専門的な知識に基づく助言を受けるために、業者選定にあたっては、国が定める基本指針等の理解度、実態把握等における手法の創造性、経験や実績により培われた企画・提案力、本市の実態や計画策定委員会が出された意見等に対し円滑に策定業務が進められる業務体制等を総合的に判断するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

1 業務の概要

- (1) 業務名 志木市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画策定支援業務
- (2) 業務内容 基本仕様書のとおりとします。
- (3) 契約期間（予定） 契約締結日～令和9年5月31日

2 予算限度額

総額で15,620,000円（税込み）を上限とします。

（内訳）令和7年度：7,546,000円

令和8年度：6,578,000円

令和9年度：1,496,000円

3 参加資格要件

申込時において、次のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 志木市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置に関する規則（平成20年志木市規則第21号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこ

と等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (4) 志木市暴力団排除条例（平成24年志木市条例第17号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 直近2年間において、法人税、消費税、本店所在地における法人市町村民税、固定資産税の滞納がないこと（徴収猶予は滞納がないものとみなす）
- (6) 過去5年間において、地方公共団体（志木市と同規模以上）の老人福祉計画・介護保険事業計画の策定に関連する業務を5件以上受託実績があること。（ただし、事前アンケート調査のみの受託は対象外とします。）

4 参加申し込み方法及び質問方法等

(1) 参加申し込み方法

次に掲げる書類を提出してください。提出方法は市役所への持参または郵送する。

ア 参加申込書兼誓約書（様式1）

イ 法人の概要書類（任意書式・パンフレット可）※プライバシーマークを記載

ウ 法人の業務経歴（任意様式）

※高齢者福祉に関する計画策定の業務委託受託実績を記載すること

(2) 提出期間

質問書：令和7年6月12日（木）～6月19日（木）

参加申込：令和7年6月12日（木）～6月27日（金）

持参の場合は、志木市役所開庁日の午前9時から午後4時までの間に提出してください。郵送の場合は、期間内必着としますので到達の記録がわかる方法（簡易書留など）での郵送をお願いします。

(3) 参加資格審査

参考申し込みをいただいた全参加者あてに、参加資格審査結果通知書をお送りします。その結果、参加資格を満たしている場合にのみ提案書を提出していただきます。

なお、参加資格を満たしていないとの通知を受けた場合には、通知の日の翌日から起算して7日（志木市役所開庁日を除きます。）以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。この場合において、市は、説明を求めることができる期限の最終日の翌日から起算して7日以内に、その理由を書面により回答することとします。

(4) 質問及び回答

本プロポーザルに関し質疑がある場合、質問書（様式2）にて電子メールで提出すること。回答はホームページに掲載（質問者名は表示しない）するが、参加しないことが明らかな者の質問及び応募に必要な質問の場合は、原則として回答しない。

なお、質問書の提出は、各参加者1回までとします。

5 企画提案書の内容及び作成方法等

参加資格審査結果通知書にて参加資格を得た事業者は、提案書及び添付書類について、以下の書類を令和7年7月25日（金）までに、持参又は郵送（必着）にて市役所へ提出すること。持参する場合は、市役所開庁日の午前9時～午後4時までに提出すること。なお、提出書類のみでプレゼンテーションを行うこととしますので、その旨に留意して資料作成をお願いします。

(1) 企画提案提出届書（別記様式）

(2) 企画提案書（事業実施計画書） 紙媒体（正本1部、副本6部）、及び電子媒体（正本の内容を保存したDVD-R1枚）

①書式

任意の様式・A4縦サイズの両面印刷（モノクロ）10枚以内に収めてください。

②内容

以下の項目に沿って記載してください。

ア 業務実施体制、業務責任者のプロフィール等

イ 企画提案事項

以下の点について提案を求めます。

(ア) アンケート調査の作成・実施・集計・分析

- ・アンケート調査や統計データに基づく課題の現状分析と手法の提案（調査や分析のポイント）、課題整理の方針、今後の有効な施策展開に向けた調査の実施内容
- ・本市の特徴（人口構成等）・分析及び、今後の施策展開に繋がられるような調査の工夫
- ・回収率を高めるための工夫

(イ) 第10期介護保険事業計画において特に重視すべき視点や課題

(ウ) 計画の進行管理

- ・庁内各所属や関係団体等との課題共有のための有効な手法、事例提案
- ・進行管理を行うための有効な指標設定の事例提案

(エ) 国や他の自治体の動向把握の方法

ウ 年度別業務体制、サポート内容

エ 年度別の主な作業項目と業務遂行スケジュール

オ その他、アピールポイント

(3) 参考見積書 1部 【任意様式】

令和7年度から9年度の見積額及び内訳明細を記載し、見積金額は、各年度において予算限度額を超えないこと。※消費税及び地方消費税は10%とします。

(4) 注意事項

- ・事業者1者につき、1提案とします。
- ・受付後の提出書類の追加及び修正は、原則認めないこととします。
- ・提出された企画提案書及び資料は返還しません。

6 審査方法等

(1) 書類確認及びプレゼンテーション審査参加通知

下記事項について提出書類の確認を実施し、該当した場合は、プレゼンテーション審査に参加をすることを認めない。書類確認で不備が見当たらない事業者へは、プレゼンテーション審査の実施日時について参加通知をします。なお、プレゼンテーション審査参加通知を受領した事業者で、当日プレゼンテーション審査を辞退する場合は、事前に辞退届（任意様式）を提出してください。

- ・実施要領に定められた参加資格等を満たさない事が判明したとき。
- ・実施要領に定められた提出方法によらず企画提案書が提出されたとき。
- ・実施要領に定められた提出期限までに企画提案書が提出されなかったとき。
- ・実施要領により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- ・提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

(2) プレゼンテーション審査方法

本プロポーザルに係る選定委員会「第10期介護保険事業計画策定支援業務プロポーザル選定委員会（市職員5名以下で構成）」において、提出された企画提案書等の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。審査基準に基づいて採点した結果、合計点数が最も高い提案提出者を契約候補者とします。なお、最も高い評価を得た者が2者以上いた場合には、審査委員会の委員全員による投票により選定をします。

- ・参加事業者が1者の場合であっても審査を行います。
- ・合計点数が全体の6割以下の場合は契約候補者として選定しない。
- ・企画提案書は、具体的な契約交渉を行う事業者を選定するための参考であり、企画提案書によって企画力や実現の可能性、業務遂行能力などを審査しますが、提案内容がそのまま契約内容となるわけではありません。
- ・具体的な契約内容及び委託金額は本市との協議を通じて決定します。

(2) 審査基準

別表のとおりとします。

(3) 審査日時

令和7年8月7日（木） （予定）

※都合により変更する可能性もありますので、日時、時間等の詳細は確定次第、個別に連絡します。会場は志木市役所を予定しています。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングについて

プレゼンテーション説明者は、企画提案書を用い本市を担当する予定である主担当者が行うことを原則とする。

- ・説明は15分以内とし、その後選定委員の質疑応答（10分以内）があります。
- ・出席者は、3名以内とします。
- ・プレゼンテーション時におけるプロジェクター等の使用及び当日の追加資料配布はできません。
- ・プレゼンテーション審査における審査・評価に係る選定委員会は非公開とする。

7 審査結果等

(1) 審査結果

審査結果は、結果通知書により参加者全員に書面及び電子メールにて通知します。

なお、審査の経緯及び結果に関する質問、説明要求、意見等は受け付けない。

また、審査結果は次に掲げる事項を市ホームページに公表するものとする。ただし契約候補者とならなかった参加者の名称等は公表しない。

- ・業務名
- ・契約候補者の名称及び所在地
- ・点数及び順位

(2) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ・プレゼンテーション審査に出席しなかったとき。
- ・プロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- ・その他本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(3) その他

本業務の参加申込みを行った者は、契約の相手方が決定するまでは、いつでも参加を辞退することができます。この場合には、辞退届(任意様式)を提出してください。

なお、辞退した者については、これを理由として以後の入札参加資格等について不利益な取り扱いを受けるものではありません。

8 全体スケジュール・その他留意事項

(1) 全体スケジュール

実施要領、様式の配布	6月12日（木）
質問書期間	6月12日（木）～6月19日（木）
参加申込書提出期間	6月12日（木）～6月27日（金）

参加資格通知の送付	7月1日（火）
提案書等提出期間	7月1日（火）～7月25日（金）
プレゼンテーション審査	8月7日（木）（予定）
審査結果通知の通知	8月13日（水）
受託候補者との協議・契約	9月1日頃（予定）

※提案内容の調整及び国の調査票等の資料提供のタイミングにより変わります。

(2) その他留意事項

- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- ・書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- ・契約候補者が辞退、若しくは事故等により契約の交渉が不可能となった場合は、時点の者を契約候補者とします。
- ・志木市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開の対象文書となります。ただし、公開により、その者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報は非公開となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれのある情報については、決定後の公開とします。
- ・プロポーザル審査の結果、契約候補者となった者は、別途見積りを徴取し、予算額の範囲内で業務委託契約を締結します。業務委託の条件や使用等は、契約段階においては若干の修正を行うことがあります。なお、企画提案書の内容は契約書の内容に含むものとします。

9 質疑・回答

実施要領、仕様等に関する質問は、質問票（様式2）にてお願いします。なお、電子メールでのみ受付します。なお、質問事項が無い場合は、質問票の提出は不要です。

10 書類の提出及び問合せ先

志木市役所 長寿応援課 介護保険グループ

住所 〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡1丁目1番1号

電話 048-473-1111（内線 1092）

メールアドレス tyoju-ouen@city.shiki.lg.jp

担当者 田島